

推 フ 第 257 号  
令和2年9月30日

日本赤十字社

各都道府県支部事務局長様

日本赤十字社

事業局 パートナーシップ推進部長  
(公印省略)

### 国内災害義援金及び海外救援金の支部受付分の送金方法の変更について

標記の件について、国内災害義援金及び海外救援金の支部受付分の送金に係る事務を効率化するため下記のとおり一部変更しますので、その取扱いにつき遺漏の無いようよろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1. 国内災害義援金・海外救援金の支部受付分の送金方法

###### (1) 送金方法

一括送金または個別送金

###### (2) 送金先

三井住友銀行 すずらん支店

普通 2787777 日本赤十字社

(※支部から本社への義援金・救援金の送金先は、すべて上記口座とすること)

##### 2. 送金情報の報告方法

###### (1) 国内災害義援金

支部内で決裁を了した上で、「令和2年7月16日付救福救第217号 災害義援金の報告事務にかかる日本赤十字社災害義援金取扱規程様式第1の取扱いについて」に基づき報告すること。

報告にあたっては、日本赤十字社全社統合情報システム（以下「全社統合情報システム」という。）の以下フォルダに保存しているエクセル回答様式（義援金・救援金共通）に必要事項を入力することで報告用データが作成されること。

毎月の報告時には、当該報告用データを各支部の起案時に適宜活用し、且つPDFに出力して証左として以下フォルダに保存すること。

なお、その際のPDFのタイトルは「(報告年月[半角]) 義援金 (都道府県番号)」とすること。例として、東京都支部が9月受付分を翌月締切までに報告する場合、「202010 義援金 13」と題すること。

## (2) 救援金

支部内で決裁を了した上で、全社統合情報システムの以下フォルダに保存しているエクセル回答様式（義援金・救援金共通）に必要事項を入力して報告することで報告用データが作成されること。

毎月の報告時には、当該報告用データを各支部の起案時に適宜活用し、且つPDFに出力して証左として以下フォルダに保存すること。

なお、その際のPDFのタイトルは「(報告年月[半角]) 救援金（都道府県番号）」とすること。例として、東京都支部が9月受付分を翌月締切までに報告する場合、「202010 救援金 13」と題すること。

支部共通サイト>ライブラリ>文書ライブラリ  
> 【ファンドレイジング】義援金・救援金送金報告  
> 当該年度 > 各支部報告証左の保存先

＜全社統合情報システムの活用にあたり＞

### ア. 支部共通サイトにおける権限について

回答にあたっては、支部共通サイトの投稿権限が必要（閲覧権限は不可）であることから、回答入力する職員に当該権限が付与されていない場合は、本社財政部IT推進室へ権限の付与を申請すること。

### イ. その他

本件にかかるシステム利用申請等の質問については、本社財政部IT推進室へ問い合わせること。

(IT推進室 E-MAIL: jrcswin2s@jrc.or.jp TEL: 03-3437-7593 )

※支部共通サイトのライブラリに入った後に、「文書ライブラリ」部分をクリックするとインターフェイス（画面の見せ方）を変更できること。

## 3. 報告期限

従来通り、月末締めのうえ翌月10日（10日が土日祝日の場合は、直後の平日）までに報告すること。

地区分区等が受けた分を支部で取りまとめて送金する場合には、予め上記スケジュールを加味して各所と調整すること。

なお、やむを得ない事情により報告期限を過ぎる時は、その旨をパートナーシップ推進部ファンドレイジング課あて連絡すること。

## 4. 運用開始日

令和2年10月1日（令和2年9月各支部受付分より）

## 5. その他

- ・報告した内容は、各支部で必ずバックアップを取ること。
- ・万が一、報告後に変更及び追加等が生じた場合は、上記フォルダ上でのデータ報告ではなく、速やかに本社に情報共有すると共に、支部内で改めて決裁を了した上で、再度報告すること。
- ・海外救援金に係る平成 24 年 2 月 3 日付組指第 49 号に基づく運用は本通知をもって更新されること。
- ・海外救援金で個人住民税控除対象になる場合は、各支部が受けた他支部分の拠出者名簿を本社あて報告することとなるが、詳細は都度の海外救援金の通知を参照すること。

■問合せ部署

事業局 パートナーシップ推進部 ファンドレイジング課

TEL : 03-3437-7082

E-MAIL : fund@jrc.or.jp

参考：各都道府県番号（PDF ファイルのタイトル保存時の参照用）

番号	都道府県
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	茨城県
9	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県

番号	都道府県
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県